

寝屋川市障害福祉計画（第8期計画）・寝屋川市障害児福祉  
計画（第4期計画）策定支援業務委託 公募型プロポーザル  
募集要項

寝屋川市福祉部障害福祉課

## 目 次

1	業務概要	P 2
2	プロポーザル方式を採用する理由	P 2
3	参加資格要件	P 2
4	参加表明者の受付	P 3
5	参加資格審査、審査結果通知及び企画提案書等の提出依頼	P 3
6	質疑応答	P 4
7	契約候補者の選定方法	P 5
8	選定の手順	P 5
9	契約候補者の公表方法	P 5
10	契約締結手続	P 6
11	その他プロポーザル参加者への周知事項	P 6
12	採点基準表	P 7

## 1 業務概要

業務名	寝屋川市障害福祉計画(第8期計画)・寝屋川市障害児福祉計画(第4期計画) 策定支援業務委託				
業務目的	令和8年度中に策定する 寝屋川市障害福祉計画(第8期計画)・寝屋川市障害児福祉計画(第4期計画)について、豊富な経験と高い専門知識をもとに、本市の特性に合わせた計画内容の提案や計画を策定していくための助言、支援を行うことについて優れた業者を選定するため。				
業務期間	契約締結日から令和9年3月31日まで				
業務内容	別紙「仕様書」のとおり				
見積限度額(税込み)	3,950,000円				
業務実施上の条件	計画策定の事務局である寝屋川市福祉部障害福祉課との連絡調整を図るとともに、国や府の策定指針を十分にふまえ、市の総合計画や地域福祉計画との整合性をはかりつつ、障害者計画等推進委員会及び地域自立支援協議会等の意見を十分に参照しながら本業務を遂行するものとする。				
所管課	障害福祉課	担当者	宮本	電話	072-838-0382(直通)

## 2 プロポーザル方式の型式

### 公募型プロポーザル方式

## 3 参加資格要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 申請日現在において、寝屋川市の入札参加資格者名簿に登録されている者で、役務の提供(委託)の業種「調査・検査・測定」種目「市民意識調査」(コード区分521011)または業種「その他」種目「その他」(コード区分550001)を希望していること。
- (2) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市建設工事等指名停止要綱(平成15年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市暴力団排除措置要綱(平成23年3月11日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (4) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市暴力団排除条例(平成25年寝屋川市条例第20号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当

していないこと。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 過去 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度）において、地方公共団体での障害者基本法（第 11 条）に基づく障害者長期計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第 88 条）に基づく障害福祉計画又は児童福祉法（第 33 条の 20）に基づく障害児福祉計画の策定に係る業務を履行した実績があること。

#### 4 参加表明者の受付

(1)提出書類	①プロポーザル参加表明書（様式 1）、②会社概要票（様式 2）、③業務実績調書（様式 3）	
(2)提出部数	各 6 部（原本 1 部、副本 5 部）	
(3)提出期間	令和 8 年 4 月 8 日（水）から令和 8 年 4 月 27 日（月）午後 5 時まで（必着）	
(4)提出方法	持参又は書留郵便によること。	
(5)提出場所	住 所	〒572-8533 寝屋川市池田西町 28 番 22 号 市立保健福祉センター 2 階
	所管課	福祉部障害福祉課
	担当者	宮本
	電 話	072-838-0382（直通）
	E-mail	<a href="mailto:syougai@city.neyagawa.osaka.jp">syougai@city.neyagawa.osaka.jp</a>

#### 5 参加資格審査、審査結果通知及び企画提案書等の提出依頼

参加表明者の参加資格要件を審査し、審査結果等を次のとおり通知する。

##### (1) 参加資格を有すると認めた者

「参加資格審査結果通知書 兼 企画提案書等提出依頼書」（様式 4）により、参加資格要件を満たしていることを通知するとともに、企画提案書及び調書等（以下「企画提案書等」という。）の提出を依頼する。

企画提案書等の内容、提出方法等

	内 容	様 式	備 考
(1)提出書類	① 企画提案書等提出届	様式5	表紙
	② 企画提案書 ※審査における公平性を期すため、社名等は伏せること。	任意様式	
	③ 会社概要票	様式2	再提出
	④ 業務実績調書	様式3	再提出
	⑤ 業務実施体制調書	様式6	
	⑥ 管理技術者（管理責任者）調書	様式7	
	⑦ 担当技術者（担当者）調書	様式8	
	⑧ 業務工程表	任意様式	
	⑨ 見積書及び見積内訳書 ※見積書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を加えた金額とすること。	任意様式	
(2)提出部数	各6部（原本1部、副本5部）		
(3)提出期間	令和8年4月30日（木）から令和8年6月3日（水）午後5時まで（必着）		
(4)提出方法	上記4(4)に同じ。		
(5)提出場所	上記4(5)に同じ		

(2) 参加資格がないと認められた者

「参加資格審査結果通知書」（様式4-1）により、参加資格要件を満たしていないため、本プロポーザルの参加は認められない旨を通知する。

6 質疑回答

質疑の受付	受付期間	令和8年4月30日（木）から令和8年5月19日（火）午後5時まで（必着）
	提出方法	質疑書（様式9）により、電子メールで上記4(5)のメールアドレス宛てに提出すること。 電話及び直接来庁による質疑には応じない。
質疑の回答	令和8年5月21日（木）に、質疑回答書（様式10）により、企画提案者全員に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに、電子メールで回答する。	

## 7 契約候補者の選定方法

### (1) 企画提案書等審査

「寝屋川市障害福祉計画（第8期計画）・寝屋川市障害児福祉計画（第4期計画）策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領」に基づく選定委員会において、下記12の採点基準表に基づき、企画提案書の内容、実施体制等について評価を行い、契約候補者及び次点者を選定する。

### (2) 契約候補者の選定

選定委員会の出席委員による採点の合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。この場合において、合計点が最も高い者が2人以上あるときは、提案価格が最も低い者を契約候補者とし、提案価格も同額の場合は、くじにより契約候補者を選定する。ただし、出席委員による採点の合計点が満点の60パーセントに満たない者は、選定しない。

## 8 選定の手順

### (1) 書類審査

企画提案書の内容、実施体制等を書類審査し、高い評価を得た企画提案者を契約候補者として選定する。

実施日：令和8年6月8日（月）予定

### (2) 審査結果通知

#### ア 契約候補者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式11）により通知する。

#### イ 次点者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式11-1）により通知する。

#### ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式11-2）により通知する。

## 9 契約候補者の公表方法

次に掲げる事項を市ホームページで公表する。

### (1) 業務名

### (2) 業務概要

- (3) 所管課名
- (4) 契約候補者を選定した日
- (5) 契約候補者の名称及び所在地
- (6) その他必要な事項

#### 10 契約締結手続

契約候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続を進める。

ただし、契約候補者が、契約を辞退した場合又は参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者と契約の手続を進める。

#### 11 その他プロポーザル参加者への周知事項

- (1) 参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の書類の差し替え及び修正は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルへの参加を無効とするとともに、指名停止措置を行うこともある。
- (4) 提出書類は返却しないものとする（書類は適正に処理し、2次使用はしない）。
- (5) 業務実施体制調書に記載した配置予定の管理技術者（管理責任者）及び担当技術者（担当者）の変更は原則認めない。  
ただし、死亡、病休、退職等のやむを得ない理由がある場合は、同等以上の者であると認められた者に限り変更することができるものとする。
- (6) プロポーザルへの参加において、コンソーシアムや企業連合といった2者以上の事業者で構成される事業体での参加は受付けない。
- (7) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、寝屋川市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

## 12 採点基準表

### (1) 技術提案の評価 (50 点/総得点)

評価項目		評価の視点・基準	配点
1	調査・分析業務	国の障害福祉計画等に係る基本指針及び寝屋川市地域福祉計画等の本市の施策や特性を十分理解したうえで、計画策定にかかる調査・分析について効果的な提案があるか。	5
2	障害福祉サービス等に関するニーズの整理	アンケートの実施および計画に反映すべきニーズの整理及びデータ分析について効果的な提案があるか。	5
3	重点的に取り組むべき障害者施策等の検討	国の障害福祉計画等に係る基本指針及び本市の特性・課題を十分理解したうえで、令和9～令和11年度における障害者支援で重視する考え方や重点的に取り組む事項及び推進していくための方策の提案があるか。	5
4	成果目標の検討	国の障害福祉計画等に係る基本指針及び寝屋川市地域福祉計画等の本市の施策や特性を十分理解したうえで、令和9～令和11年度における障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」に基づく取り組みの推進について、効果的な提案があるか。	5
5	障害福祉サービス等の見込み量と確保策（活動指標）の検討	国の障害福祉計画等に係る基本指針及び寝屋川市地域福祉計画等の本市の施策や特性を十分理解したうえで、令和9～令和11年度における障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児支援サービスの見込み量の推計と、それらの確保策の検討について提案があるか。	5
6	前回計画等を踏まえた提案	前回計画等を踏まえ、具体的で実現性が高い提案がなされているか。	10
7	スケジュール及び業務工程	スケジュール及び業務工程が具体的に設定されているか。	10
8	企画提案書の内容構成	計画書の全体構成像や提案内容等、誰が見ても分かりやすく示されており、調査及び計画の内容が理解しやすい構成であるか。	5
小 計			50

(2) 業務体制の評価 (20 点/総得点)

評価項目	評価の視点	配点
管理技術者（管理責任者）の知識、経験	過去 10 年における地方公共団体での同一（同種）業務の経験件数。	10
担当技術者（担当者）の知識、経験	過去 10 年間に於ける地方公共団体での同一（同種）業務の経験件数。	10
小 計		20

(3) 企業の評価 (15 点/総得点)

評価項目	評価の視点	配点
知識、実績	過去 10 年間に地方公共団体での同一（同種）業務の履行件数。	10
情報マネジメント	個人情報を含む情報管理を適切に行っているか。 (プライバシーマーク・IS027001 の取得状況)	5
小 計		15

(4) 見積額の評価 (15 点/総得点)

評価項目	評価の視点	配点
見積額の評価	見積費用に十分な費用対効果が見られるか 価格評価点＝評価点 15 点×（全応募者における最低価格/応募価格） ※小数点以下切り捨て	15
小 計		15

合 計		100
-----	--	-----